

教育支援センターの設置について

1. 目的

町立学校における不登校児童生徒が増加傾向にあり、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の設置についてのニーズが高まっているため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第 11 条の規定に基づく、いわゆる「教育支援センター」を設置することとします。

2. 設置時期

令和 6年 4月に設置 ※本格的な稼働開始は同年 5月頃を予定

3. 開設日時

土・日・祝を除く平日の 2日間を予定 ※令和 7年度以降拡張を予定
午前 9時 00分～午後 5時 30分までの間の 7時間 15分以内を予定

4. 設置場所

熊取町五門東二丁目 3番 5号 ※教育子どもセンター内

5. 熊取町教育支援センターの業務内容

次に示す不登校児童生徒の対策及び関連業務とします。

- (1) 不登校の児童生徒への支援に関すること
- (2) 学校及び家庭における教育に関する相談、指導及び助言（以下「教育相談等」という。）に関すること
- (3) 教育相談等に関する調査、研究及び研究結果の普及に関すること
- (4) 教職員の資質向上のための研修に関すること
- (5) 教育課題、教育内容及び教育方法に関する調査研究並びにその成果の発表に関すること
- (6) 教育に関する資料及び活用に関すること
- (7) 情報通信技術を活かした教育環境の整備に関すること
- (8) 地域の人材を活用した学習活動の支援に関すること
- (9) その他教育支援センターの目的を達成するために必要な事業

6. 運営体制

会計年度任用職員（2名）、学習支援ボランティア（年 80回）、臨床心理士（月 2回）

7. 予算関係

4,653 千円

(内訳：人件費（交通費含む）3,236 千円、運営費（需用費、備品等）1,417 千円)

8. 近隣団体の状況

市単位では、適応指導教室を数年前より開設。適応指導教室を教育支援センターに。
町単位では、代替施設等により対応。ほぼすべての町で設置完了。

9. 令和7年度以降の予定

○学びの場（居場所）の確保

- ・町立教育支援センター・・・機能強化（拡充）
- ・オンラインによる学習支援・・・機能強化（拡充）
- ・フリースクール等連携・・・機能強化（拡充）
- ・校内教育支援センター・・・必要に応じ充実

○「チーム学校」での支援

- ・ICT活用（変化の早期発見）・・・実施
- ・教職員、関係機関連携支援方法確立・・・機能強化（拡充）
- ・保護者支援（相談・情報提供）・・・機能強化（拡充）

○学校風土の「見える化」

- ・授業改善（研修）他、安心して学べる場所に・・・機能強化（拡充）

10. 教育支援センター設置に伴い整備が必要な例規

- ①教育支援センター条例・・・制定
- ②教育支援センター規則・・・制定
- ③教育委員会事務局事務分掌規則・・・一部改正

11. 教育支援センターでの児童生徒の1日の活動（例）

| 10:00 | | 12:00 | | 13:00 | | 14:45 | | 15:00 | |
|------------------|----|--------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|----|-------|--|
| 活 動 内 容 | 登室 | 活動内容確認 | ・自主活動 ・体験活動 ・室外行事 等 | 昼食 | ・自主活動 ・体験活動 ・室外行事 等 | 終わりの会 | 退室 | | |
| | | | | | | | | | |